

- ◆1面
 - 投票できる方
 - 投票所整理券
 - 投票の方法
 - 選挙公報を配布します
 - 期日前投票のご利用を
 - 選挙運動用ビラの解禁
- ◆2面
 - 旅行地・滞在地での不在者
- 投票
 - 郵便等による不在者投票
 - 指定病院等に入院・入所されている方の不在者投票
 - 身体の不自由な方には
 - 投票所への移動に関する支援
 - 選挙管理委員会公式ツイッターのご案内
 - 投票・開票速報

日ごろから心がけよう明るい選挙

新宿区議会議員選挙

投票日 4月21日(日)午前7時～午後8時

【告示日:4月14日(日)】 大切な想い あなたの一票で伝えよう

【問合せ】区選挙管理委員会事務局(第一分庁舎3階) ☎(5273)3740・☎(5273)5230



◆投票できる方◆

今回の新宿区議会議員選挙で投票できる方は、新宿区の選挙人名簿に登録されていて、投票する日現在新宿区に住所がある方です。

今回の選挙で新たに選挙人名簿に登録されるのは、満18歳以上(平成13年4月22日以前に生まれた方)の日本国民で、平成31年1月13日までに新宿区に転入の届け出をし、平成31年4月13日現在で新宿区に引き続き住民登録のある方です。

●新宿区に転入した方

1月14日以降に新宿区へ転入の届け出をした方は、今回の新宿区議会議員選挙は投票できません。

ただし、新宿区の選挙人名簿に登録されている方が、新宿区から他の区市町村に転出した後、1ヶ月以内に新宿区に再び転入届を提出し、投票する日現在で3ヶ月以上新宿区に住んでいる場合、投票することができます。転出した日付によって、選挙管理委員会の確認が必要になる場合がありますので、詳しくは区選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

●新宿区から転出した方

新宿区から転出した方は、選挙人名簿に登録があっても投票できません。ただし、転出する日が4月15日(月)～20日(土)の場合、転出するまでは期日前投票ができます。

●新宿区内で転居する方

3月29日(金)までに区内で転居の届け出をした方は、新住所の投票所で投票してください。

3月30日(土)以降に区内で転居の届け出をした方は、旧住所の投票所で投票してください。

◆投票所整理券◆

4月11日(木)から、住民票の世帯ごとにまとめて封書でお送りします。投票の際は、ご自分の投票所整理券を確認のうえお持ちください。新宿区の選挙人名簿に登録がある方は、投票所整理券が届かない場合や紛失した場合でも投票できます。投票所・期日前投票所の係員にお申し出ください。



【整理券封筒】

◆投票の方法◆

投票用紙に「候補者1人の氏名」を書いてください。氏名以外は書かないでください。

◆選挙公報を配布します◆

4月20日(土)までに、委託業者が選挙公報を各家庭に配布します。期間内に届かなかった場合は、区選挙管理委員会事務局までご連絡ください。また、区役所本庁舎・分庁舎や特別出張所などの主な区施設にも置きます。

目の不自由な方のために、点字版や音声版の選挙公報も用意しています。区選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。

※選挙公報は新宿区選挙管理委員会ホームページでもご覧いただけます。公開は4月15日(月)ころの予定です。

◆期日前投票のご利用を◆

投票日当日、仕事や旅行、レジャーなどで投票所に行くことができない方は期日前投票ができます。

○期日前投票ができる場所・日時は下表のとおりです。

期日前投票所名	所在地	期間・時間
区役所第一分庁舎1階	歌舞伎町1-5-1	いずれの場所も 4月15日(月) ～20日(土) 午前8時30分 ～午後8時
四谷特別出張所	内藤町87	
笹塚特別出張所	笹塚町15	
榎町特別出張所	早稲田町85	
若松町特別出張所	若松町12-6	
大久保特別出張所	大久保2-12-7	
戸塚特別出張所	高田馬場2-18-1	
落合第一特別出張所	下落合4-6-7	
落合第二特別出張所	中落合4-17-13	
柏木特別出張所	北新宿2-3-7	
角筈特別出張所	西新宿4-33-7	

○持参するものは?

投票所整理券がお手元に届いていれば、裏面の「期日前投票宣誓書(兼請求書)」に必要事項を記入のうえお持ちください。

新宿区に選挙人名簿登録がある方で投票所整理券を紛失したなどの場合は、期日前投票所に備え付けてある「期日前投票宣誓書(兼請求書)」をご利用ください。※印鑑は不要です。

○住所によって期日前投票所は決められていますか?

期日前投票は、上表のいずれの期日前投票所でもすることができます。ただし、投票日当日(4月21日)は、決められた投票所でのみの投票となりますので、投票所整理券をご確認ください。

○長期の旅行などで期日前投票に行けない場合は?

長期の旅行などで投票日当日の投票所や期日前投票所に行けない場合は、滞在地で不在者投票をすることができます。【裏面をご覧ください。】

◆選挙運動用ビラの解禁◆

公職選挙法の改正により、都道府県及び区市の議会の議員の選挙についても、選挙運動用ビラの頒布が解禁されました。そのため、今回の新宿区議会議員選挙から候補者は下記の方法により選挙運動用ビラを頒布することができます。

- 1 頒布できる選挙運動用ビラの種類
 - 頒布前に選挙管理委員会に届け出た、2種類以内の選挙運動用ビラで、選挙管理委員会が交付した証紙が貼られているもの
- 2 頒布できる枚数
 - 2種類を通じて4,000枚
- 3 選挙運動用ビラの頒布方法
 - (1) 新聞折り込みによる頒布
 - (2) 選挙事務所内における頒布
 - (3) 演説会の会場内における頒布
 - (4) 街頭演説の場所における頒布
- 4 選挙運動用ビラの体裁・記載内容
 - (1) 大きさは、29.7cm×21cm(A4判)以内
 - (2) ビラ表面に「頒布責任者及び印刷者の氏名及び住所(法人の場合は、名称及び所在地)」を記載しなければなりません。その他には制限はありません。色刷り・両面印刷も可能です。